第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第三十五条の二　［略］ ［項を削る。］	**第三十五条の二**　［同上］ 2　仙台法務局古川支局管内宮城県遠田郡美里町に属する地域（平成三十一年二月一日に宮城県石巻市及び東松島市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局石巻支局で取り扱わせる。 3　仙台法務局石巻支局管内宮城県石巻市及び東松島市に属する地域（平成三十一年二月一日に宮城県遠田郡美里町から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局古川支局で取り扱わせる。
［項を削る。］	
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月二十二日から施行する。

○国土交通省令第三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（物品の持込制限） **第五十二条**　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一～九　（略） 十　刃物 十一～十六　（略）	（物品の持込制限） **第五十二条**　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一～九　（略） （新設） 十～十五　（略）

別表	別表
1～7　（略）	1～7　（略）
8　刃物であつて、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの	（新設）
9　（略）	8　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。